

## 士別市立病院再整備基本方針策定支援業務 公募型プロポーザル審査基準

### 1 基本的な考え方

提案者の提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な士別市立病院再整備基本方針策定支援業務委託事業者を選定するために、業務実績、実施体制、企画提案、ヒアリング及び業務見積の5つの観点で評価する。

提案者のプレゼンテーション及びヒアリングに基づき、士別市立病院再整備基本方針策定支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、総合的に評価・採点し、最高点を得た参加者を優先交渉権者として選定する。

### 2 評価の方法及び優先交渉権者の決定方法

- (1) 評価項目は、「業務実績」「業務実施体制」「企画提案」「ヒアリング」「業務見積」の5項目とする。
- (2) 得点配分は、「業務実績」「業務実施体制」及び「業務見積」はそれぞれ10点満点、「企画提案」は5つの課題に対しそれぞれ10点満点の合計50点満点、「ヒアリング」は、小項目に対しそれぞれ10点満点の合計20点満点とし、合計100点満点とする。
- (3) 各評価項目の評価は、「極めて良好」「良好」「普通」「やや不十分」「不十分」の5段階とし、各評価に対応した評価点の合計を評価項目の点数とする。
- (4) 5つの項目の合計点数が最も高い者を優先交渉権者とする。
- (5) 合計点数の最も高い者が2者以上あるとき（同点のとき）の対応は、次のとおりとする。
  - ア 最高点が同点の場合は、参考見積書の金額の低い者を優先交渉権者とする。
  - イ アにおいて、さらに参考見積書の金額が同額である場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。